

7年市長提出第52号議案

令和7年度

瀬戸市下水道事業会計補正予算

(第2号)

令和7年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度瀬戸市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度瀬戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「3,434,104千円」を「3,437,054千円」に改める。

第3条 予算第4条本文括弧中「444,172千円」を「461,449千円」に、「168,110千円」を「189,777千円」に、「276,062千円」を「271,672千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	3,684,373 千円	△ 14,327 千円	3,670,046 千円
第1項 企業債	2,009,400 千円	251,300 千円	2,260,700 千円
第4項 補助金	1,154,792 千円	△ 265,627 千円	889,165 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,128,545 千円	2,950 千円	4,131,495 千円
第1項 建設改良費	3,434,104 千円	2,950 千円	3,437,054 千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 2,009,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 公的資金 について、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 利率見直 し後の利 率)	公的資金 については、 その融資 条件によ り、銀行 その他の 場合には その債権 者との協 定による もので償 還する。 ただし、 市財政の 都合によ り、据置 期間及び 償還期間 を短縮し 、若しくは 繰上償還 し、又は 低利債に 借換えす ることが できる。	千円 2,260,700	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和7年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之